

購入手続きの流れ

国有財産売払公示書、現地、物件調書をよくご確認のうえ、申請してください。

①申請書の提出

- 申請にあたっては、期間、時間、場所及びその他の事項等について国有財産売払公示書をご確認ください。
- 「普通財産売払申請書」と合わせて「誓約書」、「印鑑証明書」、「同意書」及び
個人の場合は、「住民票」1通（マイナンバーの記載がないもの）を、
法人の場合は、「登記事項証明書（現在事項全部証明書）」1通、
「役員一覧」を提出してください。
「普通財産売払申請書」「誓約書」「役員一覧」「同意書」は、所定の様式をご使用ください。
- 申請書類に押印いただく印鑑は、全て「実印」となります。
- 申請書類に不備がある場合には、受理できません。
住民票（法人の場合は登記事項証明書）及び印鑑証明書は、発行から3ヶ月以内のものに限りますので、ご注意ください。

ご用意いただくもの

「普通財産売払申請書」、「誓約書」、
「印鑑証明書」、「同意書」

個人：「住民票」1通

（マイナンバーの記載がないもの）

法人：「登記事項証明書」1通、「役員一覧」

②資格確認

- 契約相手方候補者の資格確認に10日～15日程度の期間を要します。
申請書及び添付書類に記載された個人情報については、警察当局へ情報提供する場合があります。

③売却の決定

- 審査のうえ契約相手方に決定した後、書面により決定をお知らせします。

④売買契約の締結

- 契約相手方に決定した日（売払申請書受理通知書発行日）から30日以内（30日目が土日・祝日等の閉庁日となる場合は、直前の開庁日まで）に売買契約を締結します。
- 農業委員会等の許可を要する物件については、契約相手方として決定した者が自己の負担で、契約相手方と決定した日から3カ月以内に許可申請を行わなければなりません。また、農業委員会等の許可の日から30日以内（30日目が土日・祝日等の閉庁日となる場合は、直前の開庁日まで）に売買契約を締結します。なお、この場合の契約締結期限は令和5年8月末です。
- 契約書は国で用意します。
- 契約書2通のうち1通に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。登記手数料はいただきません。
登録免許税は納付書を送付しますので、契約締結までに納付していただきます。
- 期限までに契約を締結しない場合、その申込は無効となります。

⑤売買代金の支払い

- 売買契約締結の際に、「売買代金の全額」を納付していただく方法（一括払方式）と、「契約保証金」として売買代金の1割以上の金銭を納付していただく方法（契約保証金方式）とがあります。
- 契約保証金方式の場合、契約締結後、納付された契約保証金と売買代金との差額について納入告知書を郵送しますので、契約締結日を含めて20日以内に金融機関窓口からお支払いください。
20日目が土日・祝日の場合は、直前の金融機関の営業日までとなります。

⑥所有権の移転

- 売買代金全額の納付が確認できましたら、国で所有権移転登記の手続きを行います。手続きに10日程度の期間を要します。
- 所有権移転登記が完了しましたら、登記識別情報をお渡しします。

以上で手続きは完了です。